

看護小規模多機能型居宅介護事業所 藤の郷あげお

## 重要事項説明書

### 1. 事業主体概要

法人種別の名称	医療法人 藤仁会
理 事 長	藤村 作
所 在 地	埼玉県上尾市仲町1丁目8番33号 TEL 048-776-1111 FAX 048-776-1522
事 業 内 容	藤村病院 健康管理センターA-geo・town クリニック 介護老人保健施設 ふれあいの郷あげお
附 帯 事 業	藤の郷あげお 訪問看護ステーション ふれあいあげお 指定居宅介護支援事業所 ふれあいあげお 上尾市上尾南地域包括支援センター 上尾市原市北地域包括支援センター

### 2. 事業概要

事業所名	看護小規模多機能型居宅介護事業所 藤の郷あげお
事業の目的	住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通い、訪問、宿泊、医療サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
運営方針	利用者一人ひとりの人格を尊重し、可能な限り自宅において、現状有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊、医療サービスを組み合わせる利用方法で日常生活上必要な援助を行っていきます。また、地域の方々との交流や家庭的な環境を大切にし、利用者の孤立感の軽減、日々の暮らし及び心身の機能維持、並びにご家族の身体的、精神的負担の軽減を目的とし支援を行っていきます。
代 表 者	理事長 藤村 作
管 理 者	小林 公子
開設年月日	令和3年7月1日
保険事業者指定番号	1191600053

所在地 電話・FAX番号	埼玉県上尾市二ツ宮897-4 TEL:048-793-5751 FAX:048-793-5752
交通手段	JR上尾駅から:車で7~8分 JR上尾駅から:朝日バス“伊奈町役場行き”(10分) →“二ツ宮”下車 徒歩5分 JR上尾駅から:けんちゃんバス ①上尾駅循環“二ツ宮・平塚団地先回り”(10分) ②“日本薬科大経由蓮田駅西口”(10分) →“二ツ宮郵便局前”下車 徒歩5分
登録定員	29人以下(通い定員 18人以下、宿泊定員 7人)
居室の概要	宿泊用個室7室
共用施設の概要	台所…1、浴室…2(内、機械浴1)、トイレ…3 ベッド…2
緊急対応方法	医療法人 藤仁会 藤村病院、主治医へ連絡
防犯防災設備 避難設備等の概要	消火設備、警報装置、避難設備
損害賠償責任保険加入先	公益社団法人 日本認知症グループホーム協会

### 3. 事業実施地域及び営業時間

#### (1) 通常の事業の実施地域 上尾市内

※上尾市以外の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

#### (2) 営業日及び営業時間

営業日:年中無休 ※相談受付時間 :8:30~17:30

①通いサービス:6:00~21:00

②宿泊サービス:18:00~翌6:00

③訪問サービス:原則24時間(緊急時以外は8:00~19:00)

### 4. 職員の配置状況

〈主な職員の配置状況〉

職員の職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	1		事業内容調整
介護支援専門員	2		サービスの調整・相談業務
介護職員	6	1	日常生活の介護・相談業務
看護職員	2	2	健康チェック等の医務業務

\*状況により人員体制に変化は生じますが、人員配置基準は満たしております

〈主な職員の勤務体制〉

日中の体制	利用者3人に対して1人の介護スタッフが従事いたします（3：1介護）
夜間の体制	夜勤者介護士1人（宿泊サービス）、 訪問等はオンコール対応可能看護師1人

\* 日中については日勤職員が通いサービス及び訪問サービスを行います。

5. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- (2) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく事があります。
- (3) 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- (4) 事業所内での喫煙・飲酒は禁止とします。
- (5) 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- (6) 事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は、禁止とします。
- (7) 飲食の持ち込みは、必ず職員にご相談ください。

6. サービスの概要

(1) 通いサービス

食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練（生活リハビリ）を提供します。

①食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします。

②入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助および自立についても支援します。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

③排泄

- ・利用者の状況に応じた排泄の介助および排泄の自立についても支援します。

④機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス

- ・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。
- ・時間によっては、ご家族様の送迎のご協力を頂く場合があります。

## (2) 訪問サービス

- ①利用者のご自宅にお伺いし、安否確認、服薬確認、日常生活上のご支援等を提供します。
- ②訪問サービス実施の為に必要な備品、水道、光熱費等は、無料で使用させていただきます。
- ③訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
  - ・利用者もしくはその家族等からの金銭または物品の授受
  - ・喫煙及び飲酒
  - ・ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、営利活動、政治活動、勧誘活動及び、サービス利用確認又は契約者と当施設が確認すべき事柄以外の電話やメールの実施
  - ・その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

## (3) 宿泊サービス

- ①事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ②登録者本人、ご家族において緊急的に宿泊の利用が必要となる事態が生じた時には可能な限り対応します。

## (4) 医療サービス

- ①主治医の指示、居宅介護サービス計画書の基づいた療養上の世話や診療の補助、医療的ケア、看取りケア、介護相談等を提供致します。

## 7. 看護小規模多機能型居宅介護計画について

事業所は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議の上で看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

## 8. サービス利用料金

- (1) 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の金額  
利用料金は1か月ごとの包括費用（定額）です。

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用に係る自己負担額 (1ヶ月あたり)	12,447円	17,415円	24,481円	27,766円	31,408円

- ※ 上記自己負担額は1割負担の場合で計算（2割負担、3割負担の場合あり）。
- ※ 月毎の包括料金制ですので、看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日に過不足が生じた場合においても、日割り計算した利用料金の増減額はありませぬ。
- ※ 月途中から登録した場合、または月途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割り計算した料金をお支払いいただきます。なおこの場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。
  - ・登録日：利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い・訪問・宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
  - ・登録終了日：利用者当事業所の利用契約を終了した日（最後にサービスの提供を受けた日ではない）
- ※ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。〈償還払い〉。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した『サービス提供証明書』を交付します。
- ※ 介護度に変更があった場合には、速やかに連絡をお願いします。
- ※ 利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

＜登録者以外の方への緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応（短期利用居宅介護）＞  
 登録者以外の方の短期利用（緊急宿泊）は、宿泊室に空きがあり、かつ登録定員に空きがある場合であって、緊急性を要し、やむを得ない状況など一定の条件下において可能となります。

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用に係る自己負担額（1日あたり）	571円	638円	706円	773円	839円

- ※上記自己負担額は、1割負担の場合で計算（2割負担、3割負担の場合あり）。
- ※利用登録者の数が登録定員未満であること。
- ※利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定看護小規模多機能型介護事業所の介護支援専門員が、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用登録者に対する指定看護小規模多機能型介護の提供に支障がないと認めた場合であること。
- ※利用の開始にあたって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の

疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めること。

※指定看護小規模多機能型居宅介護等が提供するサービス提供が過少である場合の減算を受けていないこと。

※指定基準に定める従業者の員数を置いていること。以上の要件を満たすと短期利用居宅介護が利用できます。

## (2) 加算

下記の加算条件に当てはまる場合、条件に沿った自己負担金が必要になります。

初期加算*	登録した日から30日間算定 30円/日 また、30日を超える病院または診療所への入院後に本サービスの利用を再開した場合も、30日以内の期間、同様に加算。
総合マネジメント体制強化加算*	次に掲げる基準のいずれにも適合する場合に算定 ①個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の他職種協働により、随時適切に評価されていること ②利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること ③地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し事業所が提供することの出来るサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること ④日常的に利用者に関わりのある地域住民の相談に対応する体制を確保していること ⑤必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービス）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること ⑥地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること 1,200円/月
サービス提供体制強化加算	事業所の職員が所定の割合を超えて配置されている場合 (Ⅰ)以下のいずれかに該当 介護福祉士が70%以上配置されている 勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上配置 750円/月 (Ⅱ)介護福祉士が50%以上配置されている 640円/月 (Ⅲ)以下のいずれかに該当 介護福祉士が40%以上配置されている 常勤職員が60%以上

	<p>勤続年数 7 年以上の者が 30%以上配置 350 円／月</p> <p>&lt;短期利用居宅介護費を算定している場合&gt;</p> <p>(Ⅰ) 以下のいずれかに該当 介護福祉士が 70%以上配置されている 勤続年数 10 年以上の介護福祉士が 25%以上配置 25 円／日</p> <p>(Ⅱ) 介護福祉士が 50%以上配置されている 21 円／日</p> <p>(Ⅲ) 以下のいずれかに該当 介護福祉士が 40%以上配置されている 常勤職員が 60%以上 勤続年数 7 年以上の者が 30%以上配置 12 円／回</p>
認知症加算*	<p>認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ及びⅢ以上の利用者 認知症日常生活自立度のⅢ利用者さま 760 円／月 認知症日常生活自立度Ⅳ以上の利用者さま 460 円／月</p>
若年性認知症利用者 受入加算*	<p>若年性認知症利用者に対して算定 小規模多機能型居宅介護 800 円／月 介護予防小規模多機能型居宅介護 450 円／月</p>
訪問体制強化加算*	<p>訪問を担当する常勤の従業者を 2 名以上配置し、1 月あたりの延べ訪問 回数が 200 回以上の場合に算定 1,000 円／月</p>
緊急時対応加算	<p>24 時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない 緊急時における訪問及び計画的に宿泊することとなっていない緊急時 における宿泊を必要に応じて行う体制がある場合に算定 774 円／月</p>
特別管理加算Ⅰ、Ⅱ * Ⅰ、Ⅱの併用は不可	<p>特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理、訪問看護を行つ た場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて算定</p> <p>(Ⅰ) 在宅悪性腫瘍等患者指導管理 在宅気管切開患者指導管理 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態 500 円／月</p> <p>(Ⅱ) 在宅自己腹膜灌流指導管理 在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理 在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 在宅自己導尿指導管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症指導管理</p>

	人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 真皮を超える褥瘡の状態 点滴注射を週3日以上行う必要があると認めら 250 円/月
看護体制強化加算*	利用者の重症度を踏まえた看護体制をとっている場合の加算 *ターミナル件数等の条件に応じて  (I) 3,000 円/月 (II) 2,500 円/月
ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合 死亡月につき 2,000 円
栄養アセスメント加算	従業者又は外部との連携により管理栄養士を 1 名以上配置しており、利用者ごとに管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同してアセスメントを実施し、利用者又は家族に対して説明や対応を行うことによる加算  50 円/月
口腔・栄養スクリーニング加算 *	加算(I)は①及び②に、加算(II)は①又は②に適合すること。(加算(II)は併算定の関係で加算(I)が取得できない場合に限り取得可能)  ① 当該事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。  ② 当該事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者が担当する介護支援専門員に提供していること。 口腔・栄養スクリーニング加算(I) 20 円/回 口腔・栄養スクリーニング加算(II) 5 円/回
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急的に短期利用居宅介護を利用することが適当であると判断したものに対し、サービスを行った場合。利用を開始した日から起算して 7 日間を限度として算定。  200 円/日
退院時共同指導加算	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の利用者が退院又は退所するにあたり共同指導を行った後、初回時に訪問看護を行った際に算定  600 円/1 回

生産性向上加算	電子情報処置組織を利用し利用者の安全並びに介護サービスの質の確保に資する方策がなされている際に算定  (1) 100 円/月 (2) 10 円/月
科学的介護推進加算	電子情報処置組織を利用し利用者の心身の状況などに係る基本的な情報に基づき適切なサービスを提供するための計画を作成し実施、評価しサービス計画の見直しを行うことで算定  400 円/月

排泄支援加算	電子情報処理組織を使用し継続的に要介護 3 以上の利用者ごとの排泄に係る支援を行った場合に算定  (Ⅰ) 10 円/月 (Ⅱ) 15 円/月 (Ⅲ) 20 円/月
--------	---

\*印の加算については短期利用の場合は算定しない。

○上記加算自己負担金額は、1 割負担の場合で計算。

地域区分加算	適用地域 埼玉県上尾市は 6 級地と指定 1 単位の単価 10 円に 1033/1000 を加算する。(10.33 円)
介護職員処遇改善加算 Ⅰ	基本サービス費及び各種加算を加えた総単位数に対し 14.9 パーセントを加算する。

### (3) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用登録者の負担となります。

食事代		日用品教養娯楽費	500 円
朝食	540 円		
昼食 (おやつ含む)	720 円		
夕食	720 円	エンゼルケア	20,000 円

※特別食 (ムース食・刻み食・ミキサー食等) は、別途料金をいただきます。

※利用者の都合による 1 週間以内のデイサービス利用変更に伴う食事代金については徴取いたします。(1 週間以前にご連絡をいただいた場合は、徴取いたしません)

※おむつ代・理美容代は実費をいただきます。

※経済状況の著しい変化がある場合、その他やむを得ない事由が生じた場合には、ご利用金額を変更させていただく場合があります。その場合には事前に変更内容と金額、及び事由について、2 ヶ月前までにご説明いたします。但し、介護報酬改定に伴う変更はこの限りではありません。

## 9. 利用料等のお支払い方法

原則、引き落とし手続きをお願いします。毎月 15 日までに前月分の利用料等を利用料明細書により請求いたします。引き落とし手続きが間に合わない場合は下記口座に振り込み送金をお願いする場合があります。振り込み手数料につきましては、振り込み者のご負担にてお願いいたします。

埼玉りそな銀行 上尾支店 普通預金口座（口座番号：4 4 9 6 2 4 8）

口座名義：医療法人藤仁会 藤の郷あげお

\*入金確認後、領収証を発行いたします。

現金によるお支払いを希望される場合は、月曜日から金曜日の 17 時までにお問い合わせいたします。なお、祝日は対応いたしかねます。

## 10. 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、利用者の都合等により、サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスを追加することができます。介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は 1 カ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も 1 ヶ月の利用料は変更されません。

ただし、介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、下記の料金をお支払いいただきます。

(1) 利用予定日の前日までに申し出があった場合：無料

(2) 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合：当日の利用料金の全額

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示して協議します。

(3) 利用者が病院または診療所に入院する等、介護サービスを 31 日以上利用しない見込みがある場合、基本的に契約を終了とします。

## 11. 事業所の解除

次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払が 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず 10 日以内に支払われない場合
- ② 利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従業者の生命・身体・精神・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が故意ではないが他の利用者、事業者もしくはサービス従業者に対し著し

い暴言、暴力等により身体的、精神的な負担を強いられた場合

## 1 2. 個人情報と秘密の保持について

### 1 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
- ② 事業所及び事業所の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らさない。
- ③ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続する。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

### 2 個人情報の保護について

- ① 事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いない。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いない。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとする。
- ③ 事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとする。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

## 1 3. 苦情相談機関

苦情相談窓口	担当者：小林 公子      Tel：048-793-5751
当該市町村相談窓口	上尾市役所 高齢介護課      Tel：048-775-6473
当該国保連相談窓口	埼玉県国民健康保険団体連合会      Tel：048-824-2568

\* 苦情受付ボックスを受付に設置しています。

#### 1 4. 身体的拘束等の禁止

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を廃止します。

- ① 前項の規定による身体的拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
- ② 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- ③ 事業所は身体拘束適正化のための対策する委員会を設置・開催し結果について職員へ周知徹底を図るものとする。
- ④ 身体拘束適正化のための研修会を定期的に実施することとする。

#### 1 5. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

#### 1 6. 衛生管理について

1 訪問介護員・看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

- ① 訪問介護員・看護職員等が感染源となることを予防するため、訪問時にはエプロンや使い捨ての手袋等を使用し、感染源になることを防止する。また、感染症の病気に対する症状や注意点、対応方法についても、感染症マニュアルをもとに訪問介護員・看護職員等へ周知する。
- ② 訪問時には、訪問介護員・看護職員等に携帯用の消毒液等を携帯する。
- ③ 事業所の玄関には、手指を消毒するための消毒器を設置し、衛生管理に努める。
- ④ 訪問から事業所に戻った際は、訪問介護員・看護職員等は手洗いを実行するとともに、必要な物品（エプロン・ユニフォーム等）を洗濯し消毒に努める。

⑤インフルエンザやノロウイルスの流行時には、特に事前感染拡大を防止に努める。

2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理を行います。

#### 17. 協力医療機関等

医療機関	病院名 所在地	医療法人藤仁会 藤村病院 埼玉県上尾市仲町1-8-33
	電話番号	048-776-1111
	診療科	外科・消化器外科・呼吸器外科・内視鏡外科・肛門外科 気管食道外科・乳腺外科・内科・呼吸器内科 循環器内科・消化器内科・神経内科・漢方内科 整形外科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・麻酔科 ペインクリニック外科・ペインクリニック内科 リハビリテーション科 健康管理センター（ドック・健康診断） A-geo・townクリニック（耳鼻咽喉科）
	入院設備	一般病床 52床 地域包括病床 16床医療療養病棟 26床
歯科・口腔 機関	施設名 所在地	医療法人社団 昌美会 西村ハートクリニック 歯科 埼玉県上尾市宮本町3-2
	電話番号	048-778-9881
	入院設備	なし

#### 18. 運営推進会議

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について地域（近隣住民）の方々に定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、求めるため、運営推進会議を設置しています。（年6回開催 厚生労働省令 第85条に基づく）

#### 19. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。

消防署への届け出：平成26年4月1日

防火管理者：黒須 功

#### 20. 業務継続計画の策定等

①事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

②事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

③事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

## 2.1. ハラスメントの防止

事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

(3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。  
また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

- ・平成 19 年 8 月 施行
- ・令和 1 年 10 月 一部改訂
- ・令和 3 年 4 月 一部改訂
- ・令和 4 年 9 月 一部改訂
- ・令和 5 年 5 月 一部改訂
- ・令和 6 年 4 月 一部改訂
- ・令和 7 年 4 月 一部改訂

当事業所は、重要事項説明書に基づいて、看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

(事業者)

住 所 埼玉県上尾市仲町1丁目8番33号  
法 人 名 医療法人 藤仁会  
理 事 長 藤 村 作

(事業所)

住 所 埼玉県上尾市二ツ宮897-4  
事業所名 看護小規模多機能型居宅介護事業所 藤の郷あげお  
代表者名 藤 村 作

説 明 者

私は、重要事項説明書に基づいて、看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所

氏 名

(利用者代理人)

住 所

氏 名